

第 1 2 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 5 年 2 月 1 4 日 (火) 午後 1 時 3 0 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 令和 5 年 2 月 1 4 日 (火) 午後 1 時 5 5 分

4. 出席委員 (1 4 人) の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員 (2 人)

5 番 田村昭弘
 1 0 番 長内悟

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 3 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について
 議案第 3 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 4 0 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 4 1 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 4 2 号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 報告第 2 4 号 農地中間管理事業による貸借の開始について
 議案第 2 5 号 使用貸借合意解約書の受理について
 報告第 2 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 2 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐 藤 一 人	事務局次長 下 山 敏	総括主幹 貴 田 尚 人	主事 蒔 苗 一 輝
--------------	-------------	--------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 3 0 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 4 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 1 2 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
 6 番菊池俊輔委員と、8 番佐藤勝利委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、
 下山次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。 それでは議案の審議に入りますが、議案第３８号から議案第４２号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。 【なし】
議 長	異議がないので、そのようにさせていただきます。 まず、最初に議案第３８号の審議に入ります。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第３８号農地法第５条第１項の規定に基づく農地所有権移転転用許可の意見について。 農地法第５条第３項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。この件は１件です。場所につきましては、配布している位置図でご確認ください。上は航空写真、下は住宅地図となっております。上は黄色い線、下は赤い線で囲まれた所となっております。土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑で面積は１９３㎡となっております。申請理由は、農業用倉庫１棟の建設及び駐車スペースのためとなっており、農地区分につきましては第２種農地です。申請地には令和４年４月に建設された申請者の農業用倉庫の一部がかかっており、事後申請になりますけれども、始末書が添付されております。以上のことから、この申請は許可相当と認められます。 以上です。
議 長	それでは議案第３８号について現地調査した委員から報告をお願いします。 ８番佐藤勝利委員。
佐藤委員	はい、８番佐藤です。それでは報告いたします。 ２月８日、三浦委員、事務局と現地調査をいたしました。 転用する農地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇北側にあるくさび形の細長い農地です。転用の目的は農業用倉庫１棟及び駐車場設置のためとのことです。面積は１９３㎡で道路と農業用倉庫が建設されている雑種地に挟まれた農地でございます。申請地には倉庫の一部がかかっているとのことでしたが、除雪された雪があり、申請地の状態は確認できませんでしたが、既に転用に係る工事は終わっているようで付近に被害は出ていないと思われれます。 以上です。
議 長	ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第３９号に関する、農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。 ９番三浦大俊委員。
三浦委員	はい、９番三浦です。それでは、報告いたします。 去る２月８日、佐藤勝利委員、事務局と現地調査を行いました。 本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が８件です。 いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項７号には該当しない権利取得と認められます。 実際の所、雪があってもなかなか確認は難しかったのですが、極力近くまで行きりんご畑であれば樹が生えていることを確認し、田であれば雑木等、耕作放棄地になっていないかどうかなどを確認いたしました。 以上です。
議 長	それでは、議案第３９号について、事務局より説明願います。

事 務 局	議案第 39 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。 農地法施行令第 1 条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は 8 件です。No. 1 から No. 8 について説明いたします。令和 5 年 1 月 17 日に行われた、鶴田町あつせん会議で成立した売買申請が 2 件、普通売買が 3 件、贈与が 3 件です。 農地法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。
議 長	ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第 40 号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 40 号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は 11 件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議 長	ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第 41 号について、事務局より説明願います
事 務 局	議案第 41 号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は 10 件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 契約期間及び賃借料については記載のとおりです。 以上です。
議 長	なお、この件に関して鶴田町農業委員会会議規則第 25 条（委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。）に基づき、本議案 No. 1 の対象である、川村博行委員は本案件終了まで退席をお願いします。 【川村博行委員退席】
議 長	事務局から説明のありました議案第 41 号の No. 1 について、質疑、討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので質疑、討論を打ち切ります。 ただちに表決に入ります。 議案第 41 号の No. 1 について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。 【全員挙手】

議 長	賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 本案件が終了しましたので、川村博行委員を復帰させます。 【川村博行委員着席】
議 長	それでは、議案第４１号のNo.２からNo.１０について質疑、討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑討論を打ち切ります。 次に議案第４２号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第４２号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は１件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 契約期間については記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 それでは、表決に入ります。議案第３８号から議案第４０号、および議案第４１号のNo.２からNo.１０および議案第４２号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。 【全員挙手】
議 長	賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 次に、報告第２４号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第２４号農地中間管理事業による貸借の開始について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画が県知事より認可され、農地中間管理事業による貸借が開始となったので報告する。 報告件数は１件です。貸借については記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。 【なし】
議 長	ないので質問を打ち切ります。 次に、報告第２５号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第２５号使用貸借合意解約書の受理について。 このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。 No.１について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約した日につきましては記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので質問を打ち切ります。
次に、報告第26号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第26号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
No.1からNo.10について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約した日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
次に報告第27号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第27号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1からNo.4については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後1時47分)

【暫時休憩】

議 長 再会します。(午後1時55分)

議 長 本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第12回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後1時55分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年2月14日

議 長

委 員

